かじき 広報

くも合戦

題字　宇都宮町長

人口・世帯の動き
（平成元年8月1日現在）

総人口23,835人（＋16）	出生　16人
男　11,209人（＋1）	死亡　14人
女　12,626人（＋15）	転入 129人
世帯数 8,295　（＋4）	転出 115人

●（　）内は前月との比較●

本格的な“温泉”に……町営温泉

竜泉閣に温泉を給湯

町営温泉・竜泉閣に〝平成の泉〟から八月二十三日、待望の温泉が給湯されました。

この日は、開発公社の宇都宮明人理事長や山崎昭町議会議長など関係者二十人余りが集まり、安全祈願祭が行われた後、町民に開放され、「週三回は来ます。今は温泉バスも出て、楽しみです」と語る上浜の森シヅ子さん（七五）らが、さっそく入浴し、温泉気分を満喫していました。

この温泉は、ナトリュウ塩化物泉で、神経痛やきりきずなどに効果があるそうです。

宇都宮町長は「将来は温泉センターを建設し、町民の健康増進の場として活用してゆきたい」と話されました。

平成元年

9 月号

今月のページ

▷議会報告，ミス国分が町長を訪問，椋鳩十さんをしのんで…2ページ　▷農業委員会だより…3ページ　▷9月15日は敬老の日……4～5ページ　▷まちの話題“鹿銀で椋鳩十さんの遺品展”ほか…6～7ページ　▷トク・トク情報“災害にあったとき税金は”……8～11ページ　▷カメラルポ“夏祭り”ほか……12～13ページ　▷／熱戦／スポーツ・ニュース…14ページ　▷さつま狂句，竜門句会…15ページ　▷おしらせ…16ページ

●No. 419　発行 加治木町・編集 総務課 ☎ 62－2111●

議会報告

椋鳩十記念館と公営住宅の工事請負契約を可決

＝第二回臨時会＝

第二回町議会臨時会は八月二十一日、一日間の会期で開催されました。

臨時会では「椋鳩十文学記念館」と「公営住宅（岩原住宅）」の新築工事請負契約締結について議決を求める件など四つの議案を審議し、原案どおり可決しました。

椋鳩十記念館は㈱新生組と契約

「椋鳩十文学記念館新築工事」については、鹿児島市の㈱新生組と一億四千二百六十五万五千円で契約を締結することが可決されました。

『椋鳩十文学記念館』は、役場北側の二、七七〇平方㍍の敷地に三七〇・六六平方㍍の文学記念館と、一〇六・八二平方㍍の読書館を建設するもので、工期は来年二月二十五日までとなっています。

また、展示工事については、四千百九十二万一千円で㈱丹青社と契約を結ぶことが決まりました。

椋鳩十記念館・完成予想図

〝ミス国分〟が町長を表敬訪問

「道路を守る月間」の行事

10号バイパスの早期着工を陳情

「道路を守る月間」（八月一日～三十一日）期間中の八月十日、『一日出張所長』に任命された〝ミス国分〟の小松純子さんが宇都宮町長を表敬訪問し、「みんなで道路を守りましょう」と協力を呼びかけました。

これは、建設省・鹿児島国道工事事務所加治木維持出張所がキャンペーン行事の一環として実施したもので、宇都宮町長は小松さんに「10号バイパスの早期着工を」と陳情しました。

中層4階建て24戸を建設

岩原住宅

「公営住宅新築工事」は、一種（十二戸）については、一億五百五十七万五千円で二見建設工業㈲と、また、二種（十二戸）については、大英建設㈱と一億三百八十二万四千円で契約を締結することが可決されました。

岩原住宅は、昭和二十九年度から三十一年度までに二十二戸、昭和三十四年度に二戸が建設され、いずれも老朽化が進んでいるため中層四階建てに立て替えるもので平成元年度中に二十四戸が新築されることになっています。

工期は、いずれも来年三月二十日までです。

椋鳩十さんをしのんで〈第9回〉

茨城大学名誉教授
解釈学会会長
山口　正

椋鳩十記念館が完成した暁には、わが加治木の町は、文化の町・教育の町として、名実ともに立派な伝統の町とならなければなりません。

昔から、県下有数の尚武の町として、定評のあった所です。昔のままの姿に立ち返ることは不可能ですし、又、そんなことを考える必要もありますまい。しかしながら、尚武の気風を誇りとし、信義を重んじて、男女それぞれの道を守ってきました。

従って、風土にはぐくまれて伝統美となった人間形成の道を地に落としてはなりません。恵まれた風土と人情と、これこそ後生大事に捧持してゆくべき宝なのですが、外ならぬわが椋先生が、このことを力強く教えてくださったのであります。

ラジオなどで、椋さんのお話しは聴いたことがありますし、対談のときのことを思い出してみても、とにかく暖かい感じの話しぶりでありました。

私の親友だった法元盛義君の甥に当たる後藤実美君からカセット・テープを送ってもらい、時折懐かしい椋さんのお声に接しているのですが、春風駘蕩ともいえそうな感じの語り口は、この人の人間性が如実に表現されていると思えてなりません。

そこで、私は思うのです。読書のひと時を大切にし、話し合いの場を享受してゆくことの意義はどこにあるのだろうということを考えてみるに、ひと口に言うならば、人それぞれの人間性と真実と、これを磨き上げることではないでしょうか。

心やさしく、けれども、芯は強く――これぞ郷土愛の精神とも直結する「人間らしさ」というものではありますまいか。

その意味で、西郷さんという人が、私たちにとって理想の人間像であることを思い、その西郷さんの霊地に近く、生涯の居を定められた椋さんは、人間久保田彦穂として、私たちの敬慕の人でありつづけてくださるようにと願わずにはいられないのです。身近な存在、椋さんの人間味豊かなところを味わいつくしてみようではありませんか。

農業委員会だより

農業生産に欠くことのできない農地の維持保全を図る為，農業委員会では農地管理パトロールを実施し，違反転用の未然防止と早期発見に努めます。

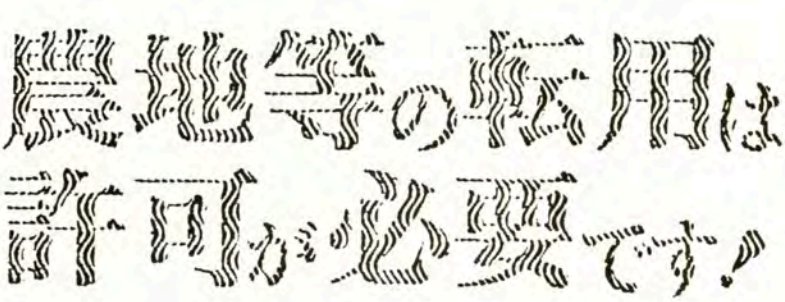

農地転用とは？

農地を転用する…とは，農地(田・畑・採草放牧地等)を農地でなくすることです。資材置場や駐車場など農地の形質には何ら変更を加えない場合であっても，耕作の目的に供されない状態にするものは，転用に当たります。

無断転用には厳しい措置が！

無断転用者には，県知事が工事等を中止させ，もとの農地に復元させることができます。

これに従わない場合，最高3年以下の懲役，100万円以下の罰金に処せられます。

みんなの力で無断転用をなくそう

☒農地法第三条による許可申請

耕作目的での売買や貸借

農地（田・畑）や採草放牧地を耕作する目的で売買したり、貸したり借りたりする等、権利の移転や設定をする場合、〝当事者の申請〟で許可を受けなければなりません。無許可で売買しても、所有権移転登記はできませんので注意してください。

許可権者は、農業委員会あるいは県知事で、許可基準はおおむね次のとおりです。

▼権利を取得しようとする人が、耕作することが確実であること。

▼農作業に常時従事するものであること。

▼小作地の場合、小作人以外の人が取得するときは、書面による関係者の同意が必要。

▼権利の取得後、耕作地が次の面積を越えること。

加治木町……30アール

☒農地法第四条による許可申請

自分名義の農地を、宅地や山林等に転用するときに必要な手続きです。

☒農地法第五条による許可申請

農地（または採草放牧地）の宅地・山林等への転用と、売買・贈与による所有権の移転または貸したり借りたりする賃借権等の設定が、同時にできる手続きです。

なお、優良な農地については、許可されない場合があります。

▽申請地が、農業振興地域整備計画のなかで「農用地区域内」に編入されている場合は、転用申請の前に、農用地区域除外申請が必要です。

▽集団的な農地や、ほ場整備の完了した優良な農地については、原則として許可されませんので事前に相談してください。

申請書の締切は、毎月10日です。

田畑の埋め立てや切崩しには届出を

田畑の埋め立てや切土等を行うなど農地としての現状を変更する場合は、無断転用と間違えられたり、また、隣接の農地等に被害を与えるおそれなど、粉争のもとになることがあります。

事前に、必ず農業委員会に届出てください。

いまの還暦、むかしの厄年

長～くなった 中・高年期をどう生きる

9月15日は敬老の日

人生50年型から80年型へ 意識の転換を図ろう

日本人の平均寿命は、昭和六十二年で男子七十五・六歳、女子八十一・四歳と、世界最高の水準に達しています。

六十歳を定年とすると、男子で十数年、女子で約二十年の平均余命があります。人生五十年時代には考えられなかったことですネ。

長い老後を充実したものにするには、もはや「余生」といった人生五十年時代の考え方・意識は通用しません。

平均寿命の延びに応じて、人生五十年型の意識を八十年型に変えていくこと、これが今、中・高年にとって大きな課題といえます。

中年時代に「仕事こそわが人生」とばかり、外のことに目もくれず一生懸命働いてきて、定年後、長い老後を目の前にして途方に暮れる……これは一種のカルチャー・ショック（文化摩擦）と言えなくもありません。

今こそ、人生八十年型への意識の転換が必要です。

九月十五日は「敬老の日」。

これまで身につけた知識と経験をいかに社会に生かすか……、老後とは……、ゆとりとは何かを改めて考えてみたいものです。

「ボタン1つで役場へ」と船迫さん

『ひとりでも、もう安心』 緊急通報用電話機を設置

町では、一人暮らしのお年寄りの安全を確保するため、平成元年度から〝緊急通報システム事業〟を導入し、現在、「緊急通報用電話機」の設置を進めています。

緊急通報システムは、一人暮らしのお年寄りに急病や事故が発生した場合、緊急通報用電話機や付属のペンダント（送信機）などにより、ボタン一つで役場へ通報できるようにするもので、その状況に応じて、協力員や町の職員が必要な措置をとることができます。

札立の船迫初枝さん（八二）宅には八月九日設置され、船迫さんは「これまでは家族や独居老人家庭訪問員の富岡さん（協力員）が様子を見に来てくださっていましたが、これからは一人でも、もう安心です」と話されました。

▽利用できる人は……

七十歳以上の一人暮らしの老人（六十五歳以上のねたきり老人または七十歳以上の夫婦世帯で二人とも病弱であること）

※前年の所得により負担あり

▽お問い合わせは……

町福祉課（☎ 62－2111）へ

慶祝 九十歳以上の長寿番付

平成元年9月30日現在

〈男〉

横綱	川崎清二（九六）	里ノ下	望岳園
大関	榎田喜太郎（九五）	楠原	田中
関脇	庄村常三（九四）	今町	望岳園
小結	東川内為二（九四）	川内	楠園
前頭	中山敬次（九三）	菖蒲谷	向江町
前頭	榎谷清（九三）	西塩入上	柳田
同	安田富義（九三）	岩原西	柳田
同	水口周太郎（九二）	望岳園	長谷
	宮内政雄（九二）	下浜	柳田
	大宮路重助（九二）	辺川下	迫下
前頭	猿渡清蔵（九二）	望岳園	柳田
前頭	櫨山義治（九二）	田中	蔵王団地
同	木佐貫清志（九一）	望岳園	西ノ原
	下楠園豊志（九一）	楠園	
同	生駒重良（九〇）	向江町	
同	池田哲志（九〇）	柳田	
同	竹下利通（九〇）	柳田	
同	冨永吉（九〇）	長谷	
同	篠崎重雄（九〇）	柳田	
同	米森正助（九〇）	迫下	
同	黒田伊熊（九〇）	柳田	
同	松元虎吉（九〇）	蔵王団地	
	澤崎豊二（九〇）	西ノ原	

〈女〉

横綱	川畑トモ（一〇〇）	望岳園	
大関	高木モヨ（九七）	望岳園	
関脇	川元キシヨ（九七）	高井田	
小結	松下アグリ（九七）	小陣	
前頭	大園フデ（九六）	下浜	
前頭	岩下ヒデ（九六）	竹下	
同	園田ヤヘ（九五）	望岳園	
	小門口モト（九五）	望岳園	
同	谷口ケサチヨ（九四）	里ノ上	
同	小林ツル（九四）	柳田	
同	湯田フク（九四）	望岳園	
同	久保ヒデ（九四）	望岳園	
	坂元ケサノ（九四）	宮田ケ平	
	恒森クラ（九四）	西反土後	
前頭	川畑フデ（九二）	浜村	
前頭	大脇ヒデ（九二）	上浜	
同	前田キヨ（九二）	今町	
	亀沢ケサノ（九二）	望岳園	
同	山下タカ（九二）	下浜	
同	福島サオ（九二）	小陣	
同	二木ツルカ（九二）	望岳園	
同	岩元ヒデ（九二）	弥勒	
	大村ナホ（九二）	毛上	
同	斎藤アイ（九〇）	向江町	
同	猪目キワ（九〇）	徳永	
	庄村ヨシ（九〇）	今町	
同	向江フイ（九〇）	岩原西	
同	丸野ハル（九〇）	端山	
	池ヤエ（九〇）	端山	
同	森岡イネ（九〇）	望岳園	
	田上ワカ（九〇）	鞍掛	
	佐藤トモ（九〇）	垂ノ口	

在宅老人のためのディ・サービス事業を一月から実施

利用者を募集しています

「ディ・サービス事業」とは、障害をもつ在宅老人やねたきりのお年寄りなどを対象に、日常生活動作の訓練や入浴、食事などのサービスを提供するものです。

町では、現在、社会福祉法人・晶貴会が望岳園内に建設を進めている「ディ・サービスセンター」を利用し、来年一月から実施する計画です。

□…利用できる人は、次のような方です。…□

▼町内に居住する七十歳以上の一人暮らしの人およびねたきりの人で、入浴のできる健康状態の人。（車イスを使用している人も可）

▼家庭で老人の介護に当たっている人で、家族介護教室で知識や技術を修得したい人。

□…サービスの内容は、次の七つです。…□

(1)ディ・サービス車が送り迎えします。（地域ごとに集合場所を決めます。その場所までは家族の方が連れて来てください。）

(2)各人の健康に合うよう工夫した給食があります。

(3)入浴したい人は、動作が不自由な方でも入浴できます。ねたきりの人は、特殊浴ができます。

(4)生活指導が受けられます。

(5)日常生活動作の訓練が受けられます。

(6)ゆっくりくつろいで休養ができます。（演芸会などもあります。）

(7)介護家族のために「介護教室」を開きます。

□…サービスは…□

原則として一週間に一人一回です。送り迎えの時間も含めて、午前九時ごろから午後三時ごろまでの時間になります。（日曜日・祝日は、お休みです。）

□…利用料金は…□

給食・入浴を含めて一日七百円を、そのつど利用者からいただきます。

ディ・サービス車

今年も手作りのゾーキンを

端山長寿会がプレゼント

徳重会長が望岳園に届ける

端山長寿会の徳重隆雄会長と町福祉課の職員が八月九日、望岳園を訪れ、端山長寿会員の手作りのゾーキンを垂水事務長にプレゼントしました。

端山長寿会では、毎年、会員に呼びかけゾーキンを町に寄贈されており、今年も六十三人の会員から、タオルなどを使った百九枚の手縫いのゾーキンが寄せられました。

町では、寄贈された〝ゾーキン〟を望岳園のほか、母子寮や保育所など九つの福祉施設に届けており、大変喜こばれています。

ディ・サービスの希望者は……

ディ・サービス利用希望者は、次の要領で申し込んでください。

▽申し込み方法

役場福祉課に、所定の申請書があります。

▽申し込み期限

十一月三十日（木）

▽申し込み（お問い合わせ先）

役場福祉課　老人障害係（☎62－2111）

■申請者には、決定の結果をお知らせします。

定員を百五十人から二百人と予定していますので、早目にお申し込みください。

（体の虚弱の程度により医者の診断書が必要な場合があります。）

同　吉野ヨ子（九三）
同　大迫イツ（九三）
同　本田千代（九三）
同　北薗君（九三）
同　山元ケサ（九三）
同　假屋ユワ（九三）
同　杉田テル（九二）
同　坂元タメ（九二）
同　小濱ワカ（九二）
同　渋谷シヲミツ（九二）
同　林ミ子（九二）
同　四元アキ（九二）
同　渡部きく（九二）
同　今井エン（九二）
岩原西
下浜　望岳園
中福良後
望岳園
望岳園
須崎
宮田ケ平
東塩入
辺川下
萩原
向江町
望岳園
須崎

同　石山サワ子（九〇）
同　新名イセ（九〇）
同　犬童テル（九〇）
同　中村ヲエイ（九〇）
同　豊留忍（九〇）
同　川畑トモ（九〇）
同　新トメ（九〇）
同　前田千代子（九〇）
端山
今町
里ノ上
提水流
西塩入中
東塩入
菖蒲谷
於里

下場でも“町営温泉バス”を運行

65歳以上の方の御利用を

町では、六十五歳以上の方を対象に、上場地区のみ運行していました「町営温泉行きバス」を、八月から下場地区においても運行することになりました。

このバスは、町営温泉までの交通手段を持たない六十五歳以上の方なら、どなたでも乗車できます。

（バスは、祝祭日、お正月等は運行しません。御注意ください。）

▼月曜日…反土・日木山地区（二回に分けて運行）

▼火曜日…木田地区（二回に分けて運行）

◎詳しくは、福祉課へ……。

●身近かな話題やニュースは文書係まで（☎62—2111）

TOWN NEWS ●まちの話題

『フランダースの犬』などを朗読

読書コンクールを開催

錦江校区子連

〝本が好きな子供になって欲しい〟と、錦江校区子ども会育成連絡協議会主催の初めての「読書コンクール」が八月八日、塩入公民館で開催され、二十二人の子供たちが一人ずつ児童文学や教科書の一節を朗読し、審査を受けました。

読書コンクールには、十一の子ども会から男女一名ずつが参加。始めに校区子連の岡山三男会長から「ゆっくり、はっきり読みましょう。また、発表は静かに聞きましょうネ」と読書についての説明を受けました。

この後、中村和志さんが『フランダースの犬』を、また、小宮路理紗さんが『よくばりワシカ』を、郡山尚子さんが『カブトガニ』をみんなの前で元気いっぱい朗読すると、参加者やお母さん方は熱心に聞き入っていました。

自分の好きな本を朗読

友だちの発表に聞き入る

鹿銀で椋鳩十さんの遺品展

「椋鳩十全集」を備えたふれあいロビーコーナーを新設

加治木町をこよなく愛し、昭和六十二年に亡くなった児童文学者椋鳩十さんの遺品展が、八月八日から鹿児島銀行・加治木支店のロビーで開かれています。

これは、鹿児島銀行・加治木支店が七月から設けた「ふれあいロビーコーナー」に、〝加治木らしいものを〟と『椋鳩十全集』を備えたことから、御遺族の御好意で実現したものです。

遺品は、椋さんが生前使用していた眼鏡や懐中時計、筆記用具などや、「ひかり子ちゃんの夕やけ」（ひるのほたる）の原稿、掛け軸など二十点余りで、写真も十五点展示されており、銀行を訪れた人たちは、椋さんの思い出の品々に熱心に見入っていました。

「ふれあいロビーコーナー」は〝御用の済まれたお客様に、くつろいでもらおう〟と、七月から全店に設けられたもので、加治木支店の寺田義仙次長は「椋鳩十先生が長野県で講義された授業風景のビデオも放映する予定です。ぜひ一度お立寄りください」と話されました。

遺品展は、九月末まで開催される予定です。

数々の遺品を展示

ふれあいロビーコーナー

"カネと太鼓" 真夏の共演

伝統の太鼓踊りで一日中にぎわう

勇壮な踊りを披露

吉左右踊りも

"キャン キャン キャン ヅッ"

真夏の空に響く勇壮な"カネと太鼓"の共演……。島津義弘公が駿河の念仏踊りにヒントを得て、朝鮮の役のがい旋記念にと、さらに工夫をこらして始めたと伝えられる町の伝統行事"太鼓踊り"が盆明けの八月十六日開催され、町は一日中にぎわいました。

今年は、西別府の吉左右踊りをはじめ、四地区の保存会から、まっ黒い鼻ひげや矢旗などを付けた武者姿の踊り手百人余りが出場。春日神社や仮屋馬場などで、反土・西別府・小山田・木田の順に、勇壮な庭踊りや道踊りを披露し、盛んな拍手を受けました。

ちょっと小耳に

枕木から"オナモミ"が

下新道の堀切利男さん宅前の、JR日豊本線わきに立てられている枕木から"オナモミ"が芽を出し、大きく成長しています。

オナモミは、キク科の一年草。だ円形の果実はとげをもち、衣服などに付着し、運ばれます。

堀切さんは「この枕木は、境界くいとして前からあったもので、中が空洞になっているのでしょうか、こんなに成長しています。清掃のたびに切っているのですが…」と話されました。

草花のたくましい"生命力"を感じさせますネ。

オナモミと堀切利男さん

トク・トク 情報

災害などにあったとき 税金はどうなるの

地震，火災，風水害などの災害によって，住宅や家財などに損害を受けたときは，①雑損控除による方法，②災害減免法による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって，所得税の全部または一部を軽減することができます。

	雑損控除	災害減免法
損失の発生原因	災害，盗難，横領による損失が対象となります。	災害による損失に限られます。
対象となる資産の範囲	生活に通常必要な資産に限られます。（たな卸資産や事業用の固定資産，生活に通常必要でない資産は除かれます。）	損害額が住宅又は家財の½以上であることが必要です。
控除額の計算	次の㋑と㋺のうちいずれか多い方の金額です。 ㋑差引損失額－所得金額の10分の1 ㋺差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円 (注)①差引損失額＝損害金額－保険金などによって補てんされる金額 ②災害関連支出…災害により滅失した住宅，家財を除去するための費用や豪雪による家屋の倒壊を防止するための屋根の雪下ろし費用など	その年の所得金額 ／ 所得税の軽減額 300万円以下 ／ 全額免除 300万円超450万円以下 ／ 2分の1の軽減 450万円超600万円以下 ／ 4分の1の軽減
参考事項	●「損失額の明細書」を確定申告書に添付することが必要です。 ●損失額が大きくて，その年の所得金額から控除しきれない金額は，翌年以降3年間繰り越して各年の所得金額から控除できます。	●損害を受けた年分の所得金額が600万円以下の人に限ります。 ●「損失額の明細書」を確定申告書に添付することが必要です。

(注)生活に通常必要でない資産とは，別荘や競走馬，1個又は1組の価額が30万円を超える貴金属，書画，骨とう等をいい，これらの資産についての災害による損失は雑損控除の対象とはなりませんが，その年か翌年に譲渡所得があれば，その所得から控除できます。

国税では

確定申告の時に〝雑損控除〟が受けられます。領収書の添付が必要ですので，「領収書」は必ず保管しておいてください。

お問い合わせは……
加治木税務署へ
（☎62－2161）

県税では

▽お問い合わせは……加治木総務事務所へ（☎62－3111）

（ア） 減　　免

区分			要件	軽減又は免除の割合			適用対象	備考
災害減免条例	個人事業税	事業用資産	事業用資産につき受けた損害の金額（保険金等による補てん金額を除く。）が当該資産の価額の2分の1以上の者で，事業の所得が600万円以下であるもの。	事業の所得	300万円以下	税額の全部	災害を受けた年の4月1日の属する年度分の個人事業税の税額のうち災害を受けた日以降に納期限の到来するもの。	災害を受けた日から60日以内に市町村長の罹災証明書を付けて各所長へ申請 甚大とは損害の金額が2分の1以上であるもの。 損害の金額が2分の1を超える場合は一律に税額の2分の1を軽減する取扱いとされている。
					450万円以下	税額の2分の1		
					450万円超	税額の4分の1		
		住宅・家財	自己，控除対象配偶者，扶養親族の所有する住宅又は家財につき受けた損害が甚大で，前年中の合計所得金額が300万円以下であるもの。	税額の2分の1以内の額			同上	
	自動車税	自動車	自己の所有に係る自動車につき損害を受け，相当の修繕費（保険金等による補てん金額を除く。）を要すると認められるもの。	税額の2分の1以内の額			災害を受けた年の4月1日の属する年度分の自動車税の税額のうち災害を受けた日以後に納期限の到来するもの。	
				修繕費		軽減割合		
				税額の4倍以上		4分の1		
				税額の5倍以上		3分の1		
				税額の6倍以上		2分の1		
県税条例第56条	不動産取得税		(1) 滅失又は損壊した家屋等に代わる家屋等を3年以内に取得した場合	旧不動産の台帳価額に見合う税額分を軽減する。				納期限前7日までに申請書と罹災証明書を付けて各所長へ申請
			(2) 家屋等の不動産が取得後3月以内に災害で滅失損壊した場合	80％以上の被害		全額免除		
				60％以上80％未満の被害		80％免除		
				40％以上60％未満の被害		60％免除		
				20％以上40％未満の被害		40％免除		

（イ） 納期限延長等

区分	要件等	手続
被災者等からの申請による期日の指定 （条例第14条第3項）	知事は，災害その他やむを得ない理由があるときは，前項の場合を除き，当該行為をすべき者の申請により，期日を指定して当該期限を延長するものとする。 (1) 個別的事例又は狭い範囲内の事例	理由がやんだ日から7日以内にその理由を記載した申請書を提出する。
徴収の猶予 （法第15条）	地方団体の長は，納税者又は特別徴収義務者がその財産につき，震災・風水害・災害その他の災害を受けた場合に，その地方団体の徴収金を一時に納付し，又は納入することができないと認められるときは，その納付し，納入することができないと認められる金額を限度としてその者の申請により，1年以内の期間を限り，その徴収を猶予できる（分割納付・納入も可能） 徴収猶予期間内にやむを得ない理由があるときは，前項の期間と合わせて2年以内に限り期間を延長できる。	申請書の提出

▶申請用紙……税務課にあります。

▶申請期限……災害を受けた日から60日以内。

▶減免の税額……災害を受けた年度の納期末到来の税額に限ります。

▶調査方法……申請書の提出後，現況を調査し，減免の対象該当者か否かを決定します。

▼『町　民　税』は……

「加治木町災害による被害者に対する町税の減免に関する条例」による措置

区分		減免基準			
		要件	免除又は軽減の割合		期間
個人	死亡・障害者等	災害によって死亡・生活保護を受けることとなった場合，及び障害者となった場合	事由	軽減又は免除の割合	災害を受けた日以後に到来する納期に係る税額に対し適用
			死亡した場合	全部	
			生活保護を受けることとなった場合	全部	
			障害者となった場合	9/10	
	住宅・家財	自己（親族を含む）の所有に係る住宅，家財につき災害により受けた損害金額がその住宅又は家財の価格の3/10以上であるもので，前年中の所得が600万円以下の者	損害程度 / 合計所得金額	軽減又は免除の割合 3/10～5/10	5/10以上	〃
			300万円以下	1/2	全部	
			450 〃	1/4	1/2	
			450万円超	1/8	1/4	
	農作物	災害による被害額が当該農作物の平年における収入額の合計額の3/10以上であるもので，所得が600万円以下である者。（所得のうち農業所得以外の所得が240万円を超えるものを除く）	合計所得金額	軽減又は免除の割合		
			180万円以下	全部		
			240 〃	8/10		
			330 〃	6/10		
			450 〃	4/10		
			450万円超	2/10		

町税では

▽お問い合わせは
町税務課へ
（☎ 62－2111）

◎町民税……内線 一〇一
◎固定資産税……内線 一〇三

▼『固定資産税』は……

「加治木町災害による被害者に対する町税の減免に関する条例」による措置

区分	減免基準			
	要件	免除又は軽減の割合		期間
農地又は宅地	その者の所有にかかる農地又は宅地につき災害により損害を受けた者	損害の程度	軽減または免除の割合	災害を受けた日以後に到来する納期に係る税額に適用
		被害面積が当該土地面積の $\frac{8}{10}$ 以上	全部	
		〃 $\frac{6}{10}$～$\frac{8}{10}$	$\frac{8}{10}$	
		〃 $\frac{4}{10}$～$\frac{6}{10}$	$\frac{6}{10}$	
		〃 $\frac{2}{10}$～$\frac{4}{10}$	$\frac{4}{10}$	
家屋	その者の所有にかかる家屋につき被害を受けた者	損害の程度	軽減又は免除の割合	〃
		全壊，流失，埋没等により家屋の原形をとどめないときまたは復旧不能のとき	全部	
		主要構造部分が著しく損傷し，大修理を必要とする場合で，当該家屋の価格の $\frac{6}{10}$ 以上の価値を減じたとき	$\frac{8}{10}$	
		屋根，内装，外壁，建具等に損傷を受け，居住または使用目的を著しく損じた場合で，当該家屋の価格の $\frac{4}{10}$ 以上 $\frac{6}{10}$ 未満の価値を減じたとき	$\frac{6}{10}$	
		下壁，畳等に損傷を受け居住又は使用目的を損じ，修理または取替を必要とする場合で，当該家屋の価格の $\frac{2}{10}$ 以上 $\frac{4}{10}$ 未満の価値を減じたとき	$\frac{4}{10}$	
農地又は宅地以外の土地	農地・宅地に準ずる			〃
償却資産	家屋に準ずる			〃

カメラ・ルポ

球技大会は中央分団が優勝

町消防記念行事

町消防団では、消防法施行記念日の八月一日、団員百四十一人が参加して、町営運動場で規律訓練や球技大会を行い、士気の高揚を図りました。

この日は、日本消防協会や県消防協会などの表彰状が伝達された後、規律訓練に移り、団員らはきびきびとした動作で停止間訓練に取り組んでいました。

また、球技大会では、中央分団が五対四で錦江分団を破り、優勝の栄冠に輝きました。

表彰を受けられたかたがたは次のとおりです。（敬称略）

▽日本消防協会表彰
◎功績章
東　光義　団長
◎精績章
竹下泰蔵　中央分団副分団長
▽鹿児島県消防協会表彰
◎功績章
黒川龍男　中央分団　団員
◎精績章
富安龍司　中央分団　団員
◎勤続章（二十年）
黒川龍男　中央分団　団員
▽鹿児島県知事表彰
◎勤続章（十年）
林　時治　中央分団　団員

熱戦を展開

表彰状を伝達

大きく育ってネ

三百人余りが本に親しむ

青空図書館が七か所で

〝涼しい木陰で本を読んでみませんか―〟町立図書館主催の青空図書館が、今年も護国神社や錦江小学校など七か所で開催され、子供たちやお母さん方三百人余りが本に親しみました。

錦江小学校で開かれた青空図書館（八月二十二日）には、四十人余りが参加。「ニルスのふしぎな旅」の紙芝居も行われ、子供たちは本をめくる手を休めて、熱心に見入っていました。

また、ぬり絵やおり紙が配られると、中島瑞江さんらは楽しそうに色を付けていました。

木陰で読書やぬり絵を

十キロのうなぎの稚魚を放流

網掛川内水面漁協

〝釣り人に楽しんでもらおう〟と、網掛川内水面漁協（吉薗清組合長）では、今年も十キロのうなぎの稚魚を八月一日、小山田保育所前と辺川の川原田橋の二か所に放流しました。

これは、増殖事業の一つとして毎年実施しているものです。

この日放流されたうなぎは、串良町で採取されたもので、体長二十センチ余りに成長した稚魚は元気よく泳いで行きました。

放流された稚魚

西元五月会が三年連続〝大賞〟に

第二十三回 夏祭り

にぎやかなハンヤ節やおはら節に乗せて……第二十三回夏祭りは八月六日、ブラスバンドを先頭に、十六の手作りみこしや二千人余りの踊り連が蒲生田通りなどを練り歩き、まちは〝祭り一色〟に包まれました。

祭りの呼び物「みこしコンテスト」では、竹とシュロで作った竜門西元五月会の〝馬〟が、三年連続〝大賞〟に輝きました。

また、加治木港で行われた花火大会では、大輪の花火が集まった二万人余りを魅了しました。

夏祭りポスター展の入賞者は次のとおりです。（敬称略）

◎金賞…上村尚平（柁城小）▽北園みずほ（錦江小）▽小竹原修二（竜門小）▽小宮路るみ（永原小）▽内金博文（加治木小）

錦江湾に映える四千発の花火

2千人余りの踊り手が

私も一踊り

二百人余りの太公望が腕比べ

第17回観光キス釣り大会

台風十一号の影響で延期された第十七回観光キス釣り大会は八月二十日行われ、二百人余りの太公望が真夏の錦江湾で自慢の腕を競いました。

これは〝釣りを楽しみながら海をきれいにする心を養おう〟と、町観光協会と錦海漁協が開催しているもので、県内外から訪れた参加者は、午前五時に加治木港を出港。検量の結果、キス一、九〇〇グラムを釣り上げた溝辺町の前野輝男さんが優勝の栄冠に輝きました。

釣れた……釣れた

結成10周年記念講演会を開催

町文化財保護協力会

文化財の調査・研究や、保護・活用を進めている町文化財保護協力会（松元忠富会長、会員四十二人）では八月十八日、南九州文化研究会の本村秀雄会長を招き「結成10周年記念講演会」を福祉センターで開催しました。

講演会では、本村会長が『耶馬台国が見えてきた――吉野ケ里遺跡の展望』と題し、福岡でのシンポジウムの話しなどを交じえて講演し、参加者は熱心に聞き入っていました。

講演する本村会長

熱戦 スポーツニュース

147回

170対137
81,225円の益金が
24時間チャリティ・ソフトボール大会

大吉操さんが始球式

町ソフトボール協会では、協会創立二十周年を記念して、八月十九日正午から二十日正午まで「24時間チャリティ・ソフトボール大会」を町営運動場で開催しました。

大会は、十九日正午、大吉操町体育協会長の始球式で試合開始。スポーツ少年団や町議会議員チーム、社会人のチームなど二十六チームが、東西に分かれて交代で出場しました。

応援の観衆もまばらとなった真夜中も、セントラルやあすなろ、役場などのチームによってゲームは続けられ、二十日正午、百四十七回の表が終わった所でやっと熱戦に終止符が打たれました。

また、一打席五十円、ホームラン百円、三振は五十円を納める特別ルールで集まった益金は八万一千二百二十五円にもなり、迫田正則会長と桃木野祥一事務局長が八月二十五日、社会福祉協議会を訪れ、鷲山事務局長に手渡しました。

選手や役員の皆さん、本当にご苦労さまでした。

益金を寄贈

東 剛史さんが『型』で初優勝
九州ブロックスポーツ少年団 空手道交流大会

錬養会加治木スポーツ少年団の東剛史さん(柁城小学校六年)が、九州ブロックスポーツ少年団・空手道交流大会の『型・個人』の部で初優勝に輝きました。

空手道交流大会は、八月五、六日、大牟田市で開催され、東さんは決勝で大分の吉田選手と対戦、わずか〇・一点上回り、念願の初優勝を果たしました。

九州大会には毎回出場しており「今年は落ち着いてできた」と語る東さん。「来年は、中学生の部で九州大会へ……」と夢は大きくふくらんでいます。

念願の初優勝

総合では四位に
姶良地区体育大会

第二十一回姶良地区体育大会は八月五、六日、姶良西部地区を会場に開催され、加治木町は総合で四位となりました。

主な競技の成績は、次のとおりです。

▽二位…陸上(男・女)、バレーボール(男子)、サッカー、軟式野球、ソフトボール(女子)

サッカーは2位に

木田第3地区が優勝
地区対抗 青壮年ソフトボール大会

地区対抗の青壮年ソフトボール大会は八月二十七日、町営運動場で行われ、木田第三地区が優勝しました。

大会には、練習を積んできた十三チームが出場。地区民の盛んな声援を背に好プレーを展開しました。

結果は、次のとおりです。

優勝…木田第三地区
二位…木田第二地区
三位…錦江第三地区
城北地区

熱戦を展開

県防犯協会長表彰を受賞

竹下虎雄さん

少年補導員やPTAの役員として、長年にわたり青少年の健全育成に尽力されている竹下虎雄さんが五月二十六日、県防犯協会長（県知事）から表彰を受けました。

これは、竹下さんが、地域の中心となって防犯意識の普及高揚に努められ、犯罪のない明るい町づくりに尽力されてきた功績が高く評価されたものです。

竹下さんは「毎月第三土曜日に少年補導員のかたがたと回っています。夜間の巡回など苦労も多いですが、町民から〝住み良い〟と言われる町を作りたいですネ」と受賞の喜びを話されました。

竹下虎雄さん

暮らしのワンポイント

冷蔵庫を上手に使おう

詰め込み過ぎると腐る

暑い時期――。

家庭では、冷蔵庫の必要性がますます大きくなります。

冷蔵庫内は、冷気が上から下へと循環し、上段ほど温度が低くなります。詰め込み過ぎますと、冷気の流れが悪くなり、冷やす力がおちます。また、冷蔵庫の大きさにもよりますが、室温が三十度のときドアを十秒開けると、冷蔵庫内の温度は五度上がるといわれます。ドアの開閉は、なるべく少なくするように心がけましょう。

冷蔵庫に入れておけば安心…とばかり、頼り過ぎるのも危険です。中に入れていて食べ物が腐ることも少なくありません。

まとめ買いして冷蔵庫に入れる時は、冷気の流れを考えて詰めるとともに、在庫一覧表を付けておくと、取り出す時便利です。

庫内の掃除には、薬用のアルコールが効果的です。霧吹きに入れて遇々までまんべんなく吹きかけふき取るようにしましょう。

また、夏場は冷蔵庫をこまめに手入れしないと、嫌なにおいがしがちです。お湯一リットルに重曹大さじ一杯を溶かした水溶液でまんべんなく庫内をふき、さらに水ぶきすれば嫌なにおいはなくなります。

庫内の脱臭にも、重曹は大いに活躍します。空き瓶に約五百グラムの重曹を入れ、ふたを開けた状態で下段に置いておくと効果的です。

冷蔵庫は、家庭の電力消費の中でも大きな割合を占めるものです。電気代の節約からも、置き方に気をつけましょう。

直射日光の当たる場所を避け風通しのよい涼しい場所に置くことも心がけたいものです。

◇おしらせ◇
「薬草」のシリーズはしばらくお休みします。御了承ください。

さつま狂句

▼兼題『ビール』　榊　牛尾先生　選

天　五臓六腑　回いビール　生きゃがっ　鳥居桔梗
地　溢れ出い　唱　長生くすそな　ビールん泡を　よか気持ちなっ　吸い止めっ　佐藤蔵王嶽
人　ビール好っ　唱　こん泡がまた　泡立たんごっ　最高じゃっで　そっと注っ　岩山牛若
　　喉をぐっぐっ　唱　叫ばせかたで

▼席題『踊い』　榊　牛尾先生　選

天　踊い好っ　唱　貧乏所帯どま　け忘れっ　長重天玄
地　習れたてん　唱　何よっかよか　健康法かも　小浜礼香
人　田舎芝居　唱　手を動かせば　踊いいっきな列ちゃ止まっ　足が次ぎなっ　原口小烏
　　やくざ踊いで　盛い上げっ　じっと見惚るい　股旅姿

（社会教育学級生の作品を紹介します。）

竜門句会

天瓜粉伝い歩きをして逃ぐる　川崎　黒兎
ぶらんこの子が蹴上げおり夏の月　高木　正男
白菖蒲橋のたもとの昏れ残る　佐々木かすみ
出迎えの子の眼かがやき夏帽子　内田美津代
抱く子の鼓動伝はる揚花火　三浦　ゆう
登り窯褶山積みに盛夏なり　竹山　洋子
一葉の絵に託しあり夏見舞　古江　重美
駒草や応ふる声も露の中　神村　洋子
銜星が送る音楽夏座敷　加藤　白柳
遠泳やかけ声揃ふ波の上　白尾　澄子
空蟬の眼のつややかに空映す　鶴田　耕
おどし銃鳴る田現きに寄る雀　柳田　稔
片蔭や目の隈ゆるむ寺詣り　恒吉　斗南

1989 9 おしらせ

毎月第1・3土曜日に 危険物捨場の閉鎖日

小山田の本土原にある一般廃棄物最終処分場（危険物捨場）に隣接する射撃場の利用が、今後さらに多くなることが予想されます。

危険防止のため、次のとおり危険物捨場の〝閉鎖日〟を変更します。御協力をお願いいたします。

〔十月一日から〕

毎月第一・第三の土曜日に閉鎖

（現在…毎月第一・三の金曜日）

消費税の届出をお忘れなく

消費税の各種届出書の提出期限は十月二日です。

〈主な届出書〉

◎消費税課税事業者届出書

この届出書は、基準期間（個人事業者の方は前々年、法人の場合は前々事業年度）の課税売上高が三千万円を超えている事業者に提出していただくものです。

◎消費税簡易課税制度選択届出書

この届出書は、基準期間の課税売上高が五億円以下の課税事業者が、税額計算方法の簡易な簡易課税制度を選択しようとする場合に提出していただくものです。

◎消費税課税事業者選択届出書

この届出書は、基準期間の課税売上高が三千万円以下の事業者が課税事業者になることを選択しようとする場合に提出していただくものです。

▽〝消費税〟についてのお問い合わせは……加治木税務署へ（☎62－2161）

お酒を健康的に飲みましょう 週一～二回は休肝日を

仕事が終ってからの一杯のおいしさ…それは最高の気分でしょう。

〝酒は百薬の長〟といわれます。ところが酒の効果は、精神的には一日の苦労や緊張感を解き、大変効果的ですが、肉体的にはむしろ負担をかけているといえます。

〈週一～二回は休肝日を〉

飲んだアルコールは〝肝臓〟で分解されます。

空腹状態でたくさんの酒を飲むことは、肝臓を酷使するばかりでなく胃粘膜にも刺激が大きく、毎日飲んでいると脂肪肝→アルコール性肝炎→肝硬変へと進展、さらに胃腸疾患で医者通いを続ける……ことにもなりかねません。

連日の飲酒はさけるべきで、週一～二回の〝休肝日〟が必要です。

〈お酒を健康的に飲みましょう〉

▼バランスのとれた副食をおつまみに、ゆっくり楽しく飲むことで胃腸疾患を予防することが大事。

▼薬と酒を同時に飲まない。

▼適量は、日本酒で一～二合　焼ちゅうは　一合　ビールなら一本以内

▼飲酒後の入浴は、心臓に負担をかけ、心臓発作をおこすことがあるのでさけること。

御寄付

香典返しのかわりに御寄付をいただきました。厚くお礼申し上げますとともに、故人のごめい福をお祈りいたします。（　）内は故人。

◆町社会福祉協議会へ◆

五万円　岩原西　永井タエ（夫　勲　七一）

三万円　布　越　古江禮子（夫　藤蔵七二）

一万円　布　越　塩入谷桐子（母フジエ　五五）

十万円　札　立　和田春枝（夫　忠徳七〇）

三万円　桃木野　国生百合子（母　楠元ミエ　七五）

二万円　下　浜　坂口スミ子（父　熊彦八〇）

三万円　上　浜　小野照子（夫　謙二郎八〇）

二万円　布　越　畠中民子（父　徳丸隆義　八六）

◆町老人クラブ連合会へ◆

二万円　札　立　和田春枝（夫　忠徳七〇）

◆町身体障害者福祉協議会へ◆

一万円　札　立　和田春枝（夫　忠徳七〇）

◆町育英奨学資金へ◆

三万円　岩原西　永井タエ（夫　勲　七一）

二万円　札　立　和田春枝（夫　忠徳七〇）

▽八月二十日までの御寄付を掲載いたしました。（年齢は満年齢）

◇　◇　◇

●記事訂正とおわび

八月号の記事中、誤りがありました。深くおわびします。

▽十ページ「夏季ナイターソフトボール大会」の記事中……「南州石灰」→「南州石材」

▽十二ページ「御寄付」の記事中

楠園（誤）岩尾テル

（正）岩屋テル

うぶ声

出生児　保護者　自治会

岩元　薫　利文　浜村

原田聖沙子　哲郎　岩原西

古川　夏美　義己　小陣

橋野　正樹　博幸　蔵王団地

上山　智子　真理　原ノ門

江夏　宙　洋洋　岩原東

坂上沙緒里　明人　垂之口

中原　理沙　政浩　赤坂

福ヶ迫智大　浩二　反土黒川

前田　愛里　重友　棚目

野元えりか　吉二　豊町

大迫　優　正二　西江口団地

牧　衣美　善一郎　吉原

武田　啓太　俊郎　蔵王団地

寺師　清貴　幸一　赤坂

船平　優貴　明　原ノ門

向江　大樹　貢　岩原西

黒江　美沙　義郎　原ノ門

立元　美香　隆正　東塩入

西濱　雅人　良幸　原ノ門

堀田愛友実　晃義　中浜

西山　佳佑　広志　蔵王団地

▽八月二十日までに住民票に記載された分を掲載いたしました。

9月21日▼30日 秋の全国交通安全運動

広く県民の交通安全意識の高揚を図り、正しい交通ルールとマナーの実践や交通事故防止の徹底をねらいに秋の全国交通安全運動を実施します。